

島根県 水稲IPM(総合的病害虫・雑草管理)実践指標

管理項目	管理ポイント	実施チェック	
		No.	
水田及びその周辺管理	不耕起栽培を除き、翌年の雑草等の発生を抑制するために稻刈り後に耕耘する。	1	
	畦畔の機械除草を水稻生育期間中に3回程度行い、越冬害虫の発生密度を低下させる。ただし、生育期間中は除草剤を使用しない。	2	
	土壤診断結果や品種に応じて、適切な資材を適切な量に調整し投入する。	3	
	入水前に畦塗り等を行い、漏水を防止する。	4	
育苗・移植全般	いもち病等の病害常発地では抵抗性の強い品種を、また、倒伏常習地では耐倒伏性が高い品種を選定する。	5	
	種子を更新する。	6	
	温湯消毒法あるいは農薬により種子消毒を行う。農薬を使用する場合は、環境に影響を及ぼさないよう廃液が出にくい方法(粉衣等)で行うか、廃液を適切に処理(活性炭処理、ほ場以外の土中に埋設等)する。	7	
	適正な播種量、育苗施肥量等を守って健苗育成に努め、病害が発生した苗は早期に処分する。	8	
	苗の成長段階に応じた目標温度を設定し、換気作業等によりハウス内温度の調整を行う。	9	
	代かき時に落水しない。	10	
	代かきは丁寧に行い、田面をできるだけ均平にする。	11	
	健全な苗を選抜し、品種、土壤に応じた栽植密度、本数を移植する。	12	
	病害虫・雑草対策	13	
	病害虫防除所及び指導機関が発表する発生予察情報を確認し、防除の参考にする。	14	
農薬の使用全般	紙マルチ移植や機械除草等の除草剤を使用しない雑草管理対策を実施する。	15	
	置き苗(補植用の苗)は、補植が終わったら早期に処分する。	16	
	遅くとも水稻の出穂10日前までに畦畔の草刈りを行い、カメムシ類の密度低下を図る。	17	
	カメムシ類の誘引源となる水田内のイネ科雑草(ヒエ等)を早期に除去する。	18	
	防除対象とする病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性(人畜毒性、魚毒性)の薬剤を選択する。	19	
	農薬を散布する際には、飛散防止に十分配慮する。風向や散布方法、散布圧力に注意したり、飛散しにくい剤型(粒剤、パック剤等)を選択したりする。	20	
	農薬を使用する際には、同一の成分のみを繰り返し使用しない。特に、薬剤抵抗性の病害虫が確認されている地域では、該当する農薬を使用しない。	21	
作業日誌	十分な薬効が得られる範囲内で、最小の使用量となる最適な散布方法(例えば、額縁防除やスポット防除)を検討し、決定する。	22	
	湛水状態で農薬を使用する場合は、散布後1週間の止水期間を遵守し、期間中の落水・かけ流しは行わない。	23	
メタン対策	いずれか一つを実施し□を入れてください。 <input type="checkbox"/> 長期中干し (14日以上の中干しの実施) <input type="checkbox"/> 秋耕 (湛水の4カ月以上前に耕耘を行い稻わらをすきこむ) <input type="checkbox"/> 輪作 (前年度水張をしていない)	24	

注1) No.2, 24は必須事項。

注2) 必須事項を除いた22項目のうち6割以上(14項目以上)の取組を行うこと。なお、購入苗を使用している場合は、No.6. 7. 8. 9を除く18項目のうち6割以上の取組を行うこと。